

市制45周年記念事業 和光市議会議場コンサート実施要領（案）

1 目的

市制45周年を記念して、市民にとって身近で、かつ開かれた議会となるべく、また、多くの市民が議会に関心を持つきっかけとなるよう和光市議会として議場コンサートを実施する。

2 主催者

和光市議会

3 日付

平成27年12月3日（木）開会日

または

平成27年12月21日（月）閉会日

【参考】

平成23～26年までの平均散会時間		
12月開会日 AM 10:47	12月閉会日 AM 11:24	3月開会日 PM 2:59※日曜日
直近におけるそれぞれの傍聴者数		
平成26年12月開会日 2人	平成26年12月閉会日 2人	平成27年3月開会日 11人

4 場所

和光市役所議事堂3階議場 ※鑑賞場所は傍聴席

5 演奏者

未定（市内演奏者で単独、または4人程度までによる演奏を希望）

6 曲目

未定（1曲5分程度で3～5曲。演奏者の意向も踏まえつつクリスマスに近いことから季節に合った曲目を希望）

7 スケジュール

30分程度のミニコンサート ※本会議の開始時間を繰り下げ、司会は議長又は局長～本会議開会前～

司会の挨拶、演奏者の紹介

演奏代表者の挨拶及び曲目紹介

演奏

お礼の挨拶、終了（演奏者退場・片付け）

本会議開会

8 周知方法

市議会だより（11月号）、広報わこう（12月号）、市議会ホームページ（和光市ホームページ）、和光市ツイッター、ポスター（公共施設、掲示板、循環バス、和光市駅改札）、記者クラブ他マスコミ各社への情報提供、議員個人のホームページ等

9 鑑賞人（傍聴人）

市民 ※年齢を問わず、状況に応じて第3委員会室でも対応

【参考】

- ・傍聴席 44席(その他記者席4席、車椅子スペース有)
- ・上記の他、議席3列目12席が空席、傍聴席最後部に10席程度の増席が可能
- ・小学生以下は、傍聴規則第7条第3号の規定に基づき入場を制限しているが、近年、小学生の傍聴はいない。
- ・乳幼児は、第3委員会室にモニターを設置し状況に応じて案内している。開会日または閉会日の場合は、監査委員事務局の許可が必要。

【提案】

先着12人を3列目の議席へ誘導し、間近での鑑賞や議席を体感していただく。

※本会議での傍聴席12人分の確保が必要

- ・コンサートを本会議と区別することで、鑑賞者としてコンサート時間における議場への入場は、議長の許可(議会運営委員会の承認)があれば可能。

10 鑑賞に係る注意事項

鑑賞者が行う写真撮影、録音、録画はできないものとする。

【参考】

- ・本会議では、写真撮影、録音は、議長の許可を得ているが、通常のコンサートと同様の扱いとする。
- ・議会報告会では不可。後日作成する貸出用DVDを案内している。

11 入場料

無料

12 費用

演奏者に対する謝礼及び必要に応じて交通費

【参考】

- ・支出可能な公費
議会費報償費40,000円 旅費3,000円（議員研修会講師謝礼及び交通費）
- ・議場で花束等を渡す場合、3,000円～5,000円
- ・公費を使わない、または公費より予算がかかる場合、議員会経費か※議員会で要協議。

13 公開

演奏者から録画中継の公開について了承を得た場合は、インターネット録画中継で公開し、貸出用 DVD を作成する。

演奏者から録画中継の公開に了承を得られなかった場合は、演奏者の氏名、曲目等をホームページに掲載する。

14 その他

(1) 準備品

市議会側

- ・演奏者用椅子
- ・コンサート次第(公開用)

演奏者側

- ・楽器
- ・譜面台
- ・その他演奏に必要な物

(2) 演奏者との打ち合わせ (議場下見を含む) 1～2回